

一般社団法人 日本調理科学会 中国・四国支部
中国・四国支部における役員等の選出に関する申し合わせ

(目 的)

第1条 この申し合わせは、一般社団法人日本調理科学会（以下日本調理科学会とする）中国・四国支部規約第9条に定める支部長及び副支部長の選出、ならびに、日本調理科学会定款第14条に定める代議員の選出と、定款第24条に定める理事候補者の選出について定める。

(選挙管理委員会)

第2条 選挙管理委員会は、支部役員経験者若干名をもって構成する。

(選挙人)

第3条 この申し合わせで定める選挙人は、選挙実施事業年度の6月1日現在において、支部に所属する正会員とする。

(被選挙人)

第4条 この申し合わせで定める被選挙人は、選挙実施事業年度の6月1日現在において、支部に所属する正会員でなければならない。被選挙人は原則として現職であり、代議員においては代議員総会に、理事候補者においては理事会に毎回出席可能な者とする。

(支部長の選出)

第5条 支部長候補者の被選挙人は、代議員または理事経験者であって、就任時に年齢が満65歳以下の支部正会員の中から4名程度を支部役員会において選出する。

2 継続して2期支部長に就任した者は被選挙人としない。

3 選挙によって選出された支部長候補者は、支部総会の承認および日本調理科学会代議員総会の承認をもって支部長とする。

(副支部長の選出)

第6条 支部長候補者は、支部役員経験者の中から副支部長候補者を指名する。

2 副支部長候補者は、支部総会の承認および第5条第3項の承認をもって副支部長とする。

(支部選出理事候補者の選出)

第7条 理事候補者の被選挙人は、代議員の経験者であって、就任時に年齢が満70歳未満の支部正会員の中から4名程度を支部役員会において選出する。ただし、継続して2期理事に就任していた者は被選挙人としない。

2 理事候補者の数は、日本調理科学会選挙管理委員会内規で定められた数とする。

3 本申し合わせ第5条で選出された支部長候補者は、理事候補者となる。

4 理事候補者は、代議員をかねることができない。

5 選挙によって選出された理事候補者は、支部総会の承認および日本調理科学会代議員総会の承認をもって理事とする。

(代議員の選出)

第8条 代議員候補者の被選挙人は、就任時に年齢が満65歳以下の支部正会員（名誉会員、会長経験者、副会長経験者、監事経験者は除く）とする。ただし、継続して2期代議員に就任した者は被選挙人としない。なお、被選挙人は、支部正会員の立候補者、および支部役員2期以上の経験者の中から8名程度を支部役員会において選出する。

2 代議員の数は、日本調理科学会選挙管理委員会内規で定められた数とする。

3 選挙によって選出された代議員候補者は、支部総会の承認をもって代議員とする。

(支部長候補者、理事候補者及び代議員候補者の選挙実施方法)

第9条 支部長候補者、理事候補者及び代議員候補者の選挙は、郵送による投票で同時に行う。

2 それぞれの選挙について、各被選挙人名簿（五十音順に被選挙人の氏名、所属、職位、研究領域、研

究委員会が実施する特別研究への参加状況を記載)に記載された被選挙人の中から、支部長候補者は1名、理事候補者及び代議員候補者は日本調理科学会選挙管理委員会内規で定められた人数以内を選んで、投票用紙のそれぞれの指定枠内に記入し投票する。

(選出候補者の決定方法)

第10条 支部長候補者の決定を第1とする。

- 2 次に、理事候補者の候補者リストから支部長候補者を除き、次点者を順次繰り上げる。
- 3 次に代議員候補者リストから支部長及び理事の各候補者を除き、次点者を順次繰り上げる。
- 4 支部選挙管理委員会委員長は、支部長、代議員、理事の各候補者の内諾を得る。辞退の場合には次点者を順次繰り上げる。
- 5 各選挙について同票の場合には、本学会の正会員歴が長い者をもって候補者とする。

(報告)

第11条 支部長は、代議員及び理事候補者の選出結果を、選挙実施事業年度の12月末日までに日本調理科学会選挙管理委員会に報告する。

(申し合わせの変更)

第12条 この申し合わせの変更は、支部役員会の承認を受けるものとする。

附 則

この申し合わせは、平成28年10月1日から施行する。

この申し合わせは、令和元年10月12日から施行する。

この申し合わせは、令和5年4月15日から施行する。

この申し合わせは、令和7年9月20日から施行する。